

株式会社神戸ポートピアホテル

環境活動レポート

2018年度

(活動期間：2018年4月1日～2019年3月31日)

目 次

□ 神戸ポートピアホテルの環境への取り組みについて・・・	3頁
□ 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁～5頁
□ 環境改善活動の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁
□ 2018年度の環境活動・・・・・・・・・・・・・・・・	5頁～6頁
□ 環境関連法規の遵守状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7頁
□ 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	7頁
□ 環境レポートについてのお問い合わせ先・・・・・・・・	8頁

□神戸ポートピアホテルの環境への取り組みについて

神戸ポートピアホテルは、企業の社会的責任として地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであることを認識し、持続可能な社会を目指して、あらゆる面で環境負荷の低減に配慮する「地球環境にやさしいホテル」を目指してまいります。

□ 事業所の概要（2019年4月1日現在）

1. 事業者名及び代表者氏名

株式会社神戸ポートピアホテル

代表取締役社長 中内 仁

2. 所在地

本 社：兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目10番地1

事業所

(1) レストラン「ジョリポー」

神戸市中央区港島1丁目1-3

神戸学院大学B号館1階

(2) 和食&日本酒「さげやしろ」

神戸市中央区下山手通1丁目1番5号

フジヤビルディング1階

(3) 「アラメゾン」そごう神戸店

神戸市中央区小野柄通8-1-8 そごう神戸店本館地下1階

(4) チャイニーズダイニング「香膳」

神戸市中央区加納町2丁目3番6号

(5) 首都圏営業

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番11号

石川COビル3階

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 総支配人 伊藤 剛

担 当 者 人事総務部長 加来浩一

連絡先 電話:078-302-1111 FAX:078-302-6877

4. 事業内容

ホテル業、飲食店営業等

<http://www.portopia.co.jp>

5. 事業の規模

資本金 45億円

年間売上 9,626百万円(2018年度)

従業員数 754名(うちアルバイト、パートタイマー243名)

延床面積

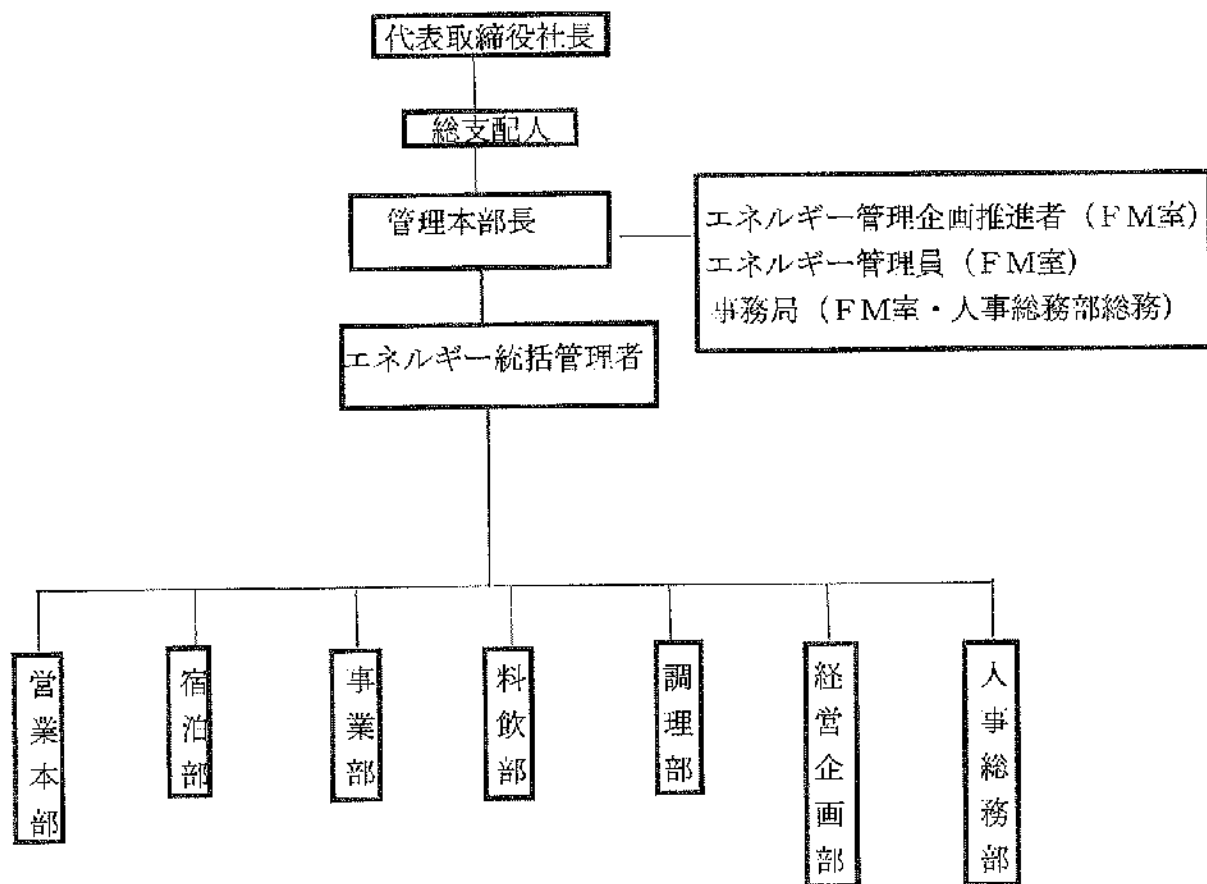
本 館 62,295.110㎡

南 館	39, 229. 040㎡
ポートピアホール	10, 696. 870㎡
立体駐車場	10, 815. 247㎡

6. 事業年度
4月～3月

□ 環境改善活動の体制

各部署に実行責任者（支配人、料理長）を決め、環境改善活動に取り組んでいます。
また、各部署に独自の部門改善目標を設定して取り組みを行っています。



委員長…宿泊部長

副委員長…管理本部長 FM室長

□ 2018年度の環境活動

1. 省エネルギーの推進

(1) 電気

①夏の節電対策。

- ・レストラン閉店後や宴会場の使用を終了したときは、すぐに消灯するよう徹底しました。
- ・6月1日から9月30日まで、「夏のエコスタイル」を実施して、省エネルギーに努めました。

②各部署での節電の取り組み

- ・宴会場、レストランの照明、空調は、片付け作業終了後、速やかに消灯して無駄な電力消費をなくすよう、各部署の実行責任者が管理標準を定めて管理をおこないました。
- ・客室フロアでは、リネン類の倉庫等の不使用時消灯を徹底しました。
- ・その他、各部署の事務室では蛍光灯にプルスイッチをつけて必要のない照明はこまめに消灯する工夫をしました。

③ガスタービンコージェネレーションシステム

ポートピアホテルでは、CO₂排出量がより少ないガスタービンコージェネレーションシステムを導入して発電を行うとともに、その廃熱を空調用熱源、給湯に利用しています。

④人感制御LEDを導入

人感制御により不在時には照度が10%にまで減光されるLEDを従業員ロッカールーム以外に従業員用エレベーターホールにも導入し従業員不在時の省エネルギーの推進に努めています。

⑤客室カードキーに節電システムを導入

客室(一部を除く)のカードキーは、お客様が入り口のキーポケットに指し込んでいる間のみ通電する仕組みとなっています。

これにより不在時の空調の運転による電力消費を防いでいます。

⑥省エネ電球

客室内の照明は、可能なものは電球を白熱球からLEDに順次変更して、省エネルギーをはかっています。

(2) ガス

厨房では、調理の中断時、弱火のまま放置するのではなく、必ず種火にして、ガスの消費が必要最小限となるよう努めました。

(3) 水道

- ・客室フロアでは、グラス類の洗浄時に水を流し放しにしないよう徹底しました。
- ・厨房や食器洗浄場においても水の流し放しをしないよう努めました。
- ・15箇所の厨房に節水装置を導入しています。

2. 省資源とリサイクルの推進

①ごみの分別回収の徹底

ごみは15品目に分別して、本館地下2階の塵芥処理室内の決められた場所に回収して、ごみの分別とリサイクルの推進に努めました。また、ごみは塵芥処理室内に備え付けのはかりで計量・

記録し、正確なごみの排出量を把握しています。

②賞味期限の管理

各レストラン・厨房では、賞味期限の週一回点検を実施して賞味期限切れ食品を発生させない体制をつくっています。

③エコキャップの取り組み

当社では、ペットボトルの分別回収を推進していますが、全社員が回収箱に投入する際には、「キャップをはずしてから捨てる」運動を実施しています。キャップを回収し再資源化を促進することによりCO₂の発生抑制に寄与できると同時に、売却益は、世界の子供たち、被災地及び被災者に対する経済支援に使われています。2018年4月から2019年3月までの間に52,000個のキャップを回収いたしました。

④廃食用油のリサイクル

厨房から出る廃食用油（年間約30トン）は、その約80%が配合飼料に、約20%は工業用脱脂酸（石鹸、タイヤ、レザー等の原料となります）にリサイクルされています。

⑤客室アメニティ

客室内アメニティのシャンプー・リンス、ボディソープ・ハンドソープは、小口の使い捨て容器から詰め替え式ボトルに変更して、石鹸や容器の廃棄量を削減しています。ボトルの注入ねじ部分は安全と衛生のため、収縮フィルムで密封しています。

⑥連泊のお客様へ シーツ・タオル類再使用のお願い

水質汚染の防止と節水に貢献するため、連泊のお客様のシーツ、タオル類は、ご希望の方のみ交換しています。

交換をご希望の際には、備え付けのカードでお知らせ頂いています。

また、トイレトーパーは最後までご使用頂き、小さなエコへのご理解とご協力をお願いしています。

⑦OA用紙使用量の削減

両面印刷、集約印刷の活用やOA用紙裏紙の有効利用により、使用量削減につとめています。

⑧雑誌、パンフレット等の雑がみのリサイクル

年間約13トン排出される雑誌、パンフレット等の雑がみは、塵芥処理室内に専用回収スペースを設けて、リサイクル資源として回収しています。

4. 環境への配慮の推進

仕入れ部門では、事務用品を中心にエコ商品を優先的に購入しました。

2018年3月末現在のエコ商品購入金額シェアは、69.1%となっています。

5. 地域社会との調和

毎月1回、ボランティアの従業員をメンバーとして、ホテル周辺の美化清掃を実施しました。2018年4月から2019年3月までの間に、延べ680名が参加しました。

6. 緑の募金への寄付

公益社団法人兵庫県緑化推進協会が運営する「緑の募金」へ、当社の宿泊プランであるエコロジー連泊プランの宿泊代金から年間50万円以上の寄付を行い、兵庫県の緑化推進に貢献したことにより井戸知事より感謝状をいただいた。

□ 環境関連法規の遵守状況

1. 適用となる主な環境関連法規

区分	適用法律の名称
大気汚染	大気汚染防止法 自動車NO _x ・PM法
水質・土壌	下水道法
廃棄物	廃棄物処理法
リサイクル	資源有効利用促進法 家電リサイクル法 自動車リサイクル法 容器包装リサイクル法 食品リサイクル法 小型家電リサイクル法
食品衛生	食品衛生法 JAS法
化学物質	フロン排出抑制法 消防法 高圧ガス保安法（R-22）
エネルギー	省エネルギー法
建物の安全性	建物等の耐震改修の促進に関する法律 環境の保全と創造に関する条例
地方条例等	神戸市との環境保全協定 神戸市自動車環境条例 神戸市廃棄物の適正処理、利用及び環境美化に関する条例 神戸市火災予防条例

□ 今後の課題

1. 「省エネルギーの推進」

当ホテルでは、原単位（kg-CO₂/ご利用人数）で目標の達成度を管理しています。

2018年度の目標は達成致しました。

1年を通じた節電対策の実施と、LEDの積極的導入が、目標達成の理由と考えられます。

今後もLED導入などの省エネルギー対策をさらに進めていきます。

2. 「リサイクルの推進」

(1) ごみの減量につきましては、重量単位で目標の達成度を管理しています2019

年3月末現在で達成率は残念ながら95%となりました。

2019年度は、ペーパーレスのさらなる推進と、雑誌、パンフレット等の雑がみの分別を徹底してリサイクルしごみの減量につなげていきます。

4. 「環境への配慮の推進」

事務用品、消耗品のグリーン購入シェアは、2019年3月末で、69.1%です。
2019年度は、目標を70%以上に設定し環境への配慮を推進していきます。

5. 「地域社会との調和」

毎月1回のホテル周辺の美化活動の実施を目標に掲げ、年間12回実施の目標を達成することができました。延べ参加者は650名です。

この美化活動は、従業員のボランティアに支えられていますが、全従業員が参加することに意義があると考え、未参加者に対しても積極的な参加を呼びかけていきます。

□環境活動レポートについてのお問い合わせ先

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1

神戸ポートピアホテル人事総務部総務

TEL：078-303-5214

FAX：078-302-1137

e-mail：soumu@portopia.co.jp

令和元年度環境保全計画書

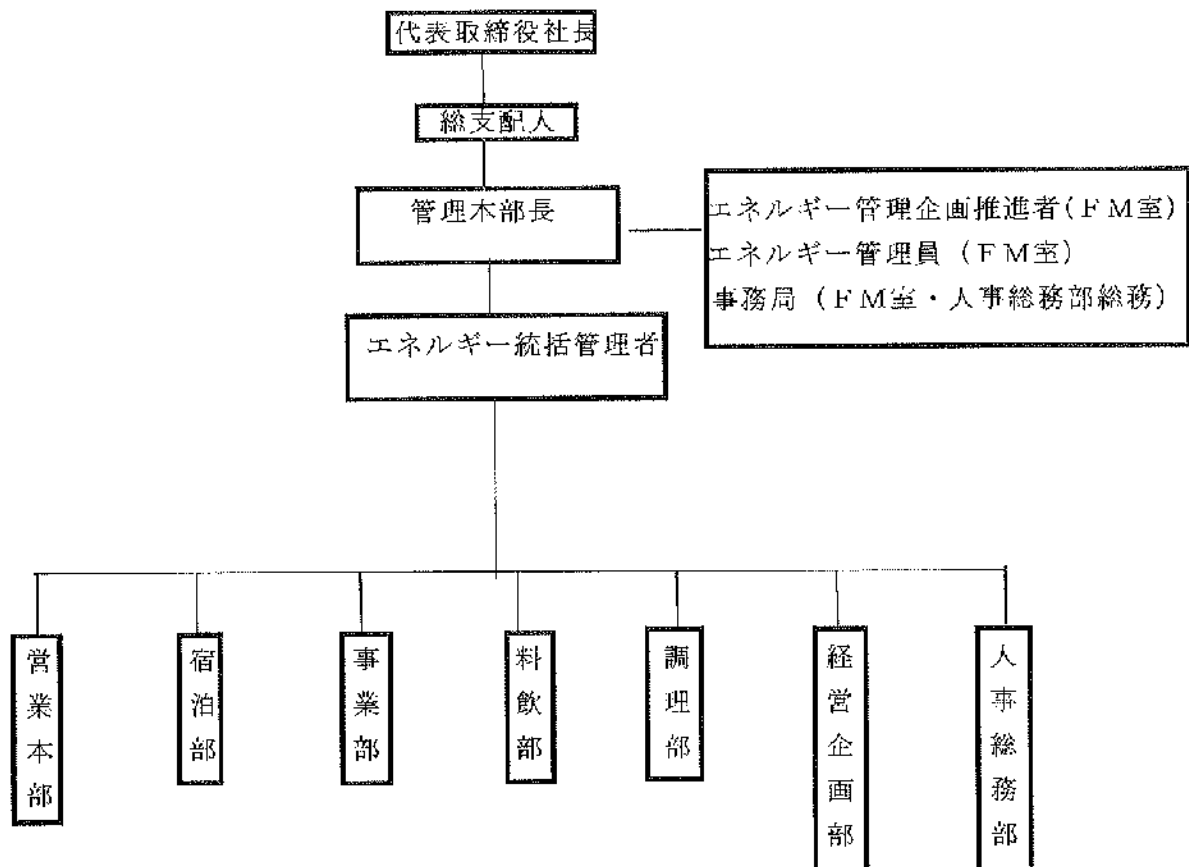
① 環境保全に関する基本方針(基本理念)

神戸ポートピアホテルは、企業の社会的責任として地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであることを認識し、持続可能な社会をめざして、あらゆる面で環境負荷の低減に配慮する「地球環境にやさしいホテルをめざしてまいります。

② 環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は下図のとおりです。

組織図



委員長…宿泊部長（西山部長）

副委員長…管理本部長（池本部長） FM室長（福寿部長）

③重点取組目標・計画
【2019年度の重点目標・計画】

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、2019年度、以下の課題に取り組んでいきます。

1)省エネルギーの推進

- ・CO₂の排出量（原油換算量）で2018年度1%以上削減する。

2)省資源とリサイクルの推進

- ・ごみの排出量の抑制とごみの分別によるリサイクルの推進

3)環境への配慮

- ・グリーン商品の優先的購入70%以上

4)地域社会との調和

- ・ホテル周辺の美化運動の月1回以上の実施

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。(「大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針(兵庫県指針)」の対象工場及び事業場にあつては、同指針に定める「総量指導基準」等を遵守する旨記載する。) ◆別表1に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。 ◆大気汚染防止法に規定する窒素酸化物の年間総排出量を把握し、前年度の排出量より削減するように努める。
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表2に記載する排水の水質に係る管理目標値を遵守する。 ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ◆海域の富栄養化対策に資するため、兵庫県の定めた削減指導方針に基づき、窒素及び燐の総排出量の削減に努める。 ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
産業廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目	目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)	
大 気 汚 染 防 止 対 策	窒素酸化物の年間総 排出量の把握と排出 量削減	◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低NO _x 仕様の機器を採用する。 ◆現在、燃料はガス式（都市ガス13A）採用
	ばい煙の排出規制の 遵守	排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、 別表4 「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
水 質 汚 濁 防 止 対 策	(公共用水域に排出する場合)	
	排出水の水質管理 及び汚濁負荷の総 量管理	排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出水の汚染状態測定計画(別表5)」により、目標値の遵守状況を確認する。
	富栄養化防止対策 の推進 (窒素・磷の排出量 の削減)	この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、不適合内容について関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
(公共下水道を使用する場合)		
公共用水域の環境 保全	下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。	

⑤. 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度(2018年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2019年度)使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量(MJ)	前年度(2018)使用量等	今年度(2019)使用予定量	単位	排出係数	排出量(kg-CO2)	
							前年度(2018)(実績)	今年度(2019)(予定)
燃料の使用	原料炭	29.0			kg	0.0898		
	一般炭	25.7			kg	0.0906		
	A重油	39.1			ℓ	0.0693		
	B重油	41.9			ℓ	0.0715		
	C重油	41.9			ℓ	0.0715		
	LPG	50.8			kg	0.0590		
	都市ガス その他(廃棄物等)	44.8	3,879,656	3,070,527	Nm ³	0.0499	8,673,049	6,864,225
電氣事業者から供給された電気の使用			11,031,486	16,756,383	kWh	0.435	479,870	7,289,027
熱供給事業者から供給された熱の利用					MJ			
合計			14,911,142	19,826,910			9,152,919	14,153,252

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び2018年度の二酸化炭素の排出削減目標(その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。)

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率(%)	
	基準年度(1990年度)	前年度(2018年度)	今年度(2019年度)	2018年度	今年度(2019年度)	2018年度
二酸化炭素	15,725,521	12,655,213	14,153,252	12,763,362	△10.0	△19.5
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計	15,725,521	12,655,213	14,153,252	12,763,362	△10.0	△19.5

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	高効率照明器具 (LED 等) への積極的採用	2001 年度設置したエージェネレーションシステムが現在故障中で復旧の見込みが立っていないため、LED等の積極的採用及環境改善の継続的活動を行う。
	CO/CO2 制御による空調運転時間の削減	

6. 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画
 公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

(目標達成年次 2019 年度中)

	分野	項目	目標	
1	事業所等での節水	節水	2018年比2%減	
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	徹底	
		コピー用紙の使用削減	2018年比2%減	
		ミスコピー用紙の再利用	徹底	
		廃棄物発生量の削減	2018年比2%減	
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	70%	
		再生紙の使用促進	100%	
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	100%	
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	全廃
			梱包用発泡スチロールの削減	全廃
			分解工程の効率化	30%向上
			積載量の適正化	全車両
			エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		6	特定フロン等使用量の削減	代替物資への転換
設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量			
特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底			
7	環境に配慮した施設整備	光害の抑制	夜間照明の抑制	
8	従業員教育	新入社員対象の環境に関する講習会の開催	1回/年	
		社内ニュースでの啓発	毎月刊	
9	地域社会への参画	事業所周辺の清掃活動	月2回実施を継続	

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値(下段括弧内の記載は目標値の根拠等)
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目有害物質(法令基準が適用される項目または目標値を設定する項目のみ記載)
	窒素酸化物 [ppm]
本館ボイラーNo. 1	150(法令基準値)
本館ボイラーNo. 2	150(法令基準値)
本館ボイラーNo. 3	150(法令基準値)
南館ボイラー	150(法令基準値)
廃熱回収ボイラー	60(法令基準値)
吸収式冷温水発生装置	150(法令基準値)

別表2 排出水に係る水質管理目標値

法令(生活環境項目)排水基準設定項目	項目	管理目標値(mg/l)	目標値の根拠(法令等基準値との関係等)	定期測定の実施
	水素イオン濃度(pH)	5をこえ9未満	排水基準範囲値	○
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2000以下	〃	○
	ノルマルヘキサン	150以下	〃	○

別表4 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	窒素酸化物の濃度及び排出量	2回/年	※下記のとおり	JISK-0104	
2	ばいじんの濃度	2回/年	※下記のとおり	JISZ-8808	

※ 本館ボイラーNo. 1～3、南館ボイラー、廃熱回収ボイラー(コージェネレーション) 吸収式冷温水発生装置

別表5 排出水の汚染状態測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法
法令排水基準 設定項目 (生活環境項目)	水素イオン濃度(pH)	1回/日	3会所	法令の規定方法 JISK-0102.1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/月 (12回/年)	3会所	法令の規定方法 JISK-01022.1 および JISK-010232.3
	ノルマルヘキサン	1回/月 (12回/年)	3会所	昭和49年環境庁告示 第64号付表4による 計測